**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番　金城憲治議員、13番　照屋仁士議員を指名します。

**日程第２．認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案の説明方法については、まず、副町長から提案理由の説明を受けて、その後、添付されている令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について総務部長が説明いたします。次に、本日は翁長代表監査委員をお呼びしておりますので、代表監査委員より提出された令和４年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和４年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書についての説明を求めたいと思います。その後、代表監査委員に対する質疑を行います。次に、詳細説明を決算調書資料を用いて各部長から行います。それでは提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和４年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。お手元に配付した令和４年度南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書となっております。また、令和４年度決算調書資料をお配りしております。決算認定の際に併せてご覧ください。決算概要につきましては、各担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは令和４年度一般会計歳入歳出決算の概要説明をいたしますので３ページをお願いいたします。

　本町の令和４年度一般会計の決算規模は、歳入総額178億1,972万6,000円、歳出総額173億3,993万1,000円で、前年度と比較して歳入で１億3,772万8,000円（0.8％）、歳出で２億5,361万4,000円（1.4％）の減となっています。決算収支は、形式収支（Ｃ）が４億7,979万5,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源（Ｄ）２億2,962万7,000円を控除した実質収支（Ｅ）は２億5,016万8,000円となっており、この実質収支から前年度の実質収支２億7,200万1,000円を差し引いた単年度収支（Ｆ）、△2,183万3,000円に、財政調整基金積立金（Ｇ）９億5,098万7,000円を加え、財政調整基金取崩額（Ｊ）１億5,201万9,000円を控除した実質単年度収支（Ｋ）は７億7,713万5,000円の黒字となっております。

　次に、歳入の決算概要について説明いたします。

　主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は11億3,542万5,000円（19.3％）の増、依存財源は12億7,315万3,000円（10.5％）の減となっています。

　まず、自主財源の大部分を占める町税においては１億9,838万8,000円（4.6％）の増となっています。税目別では町民税のうち個人町民税は納税義務者数及び所得割額が増加したことで１億780万6,000円の増、法人町民税は法人税割が増加したことなどにより2,630万4,000円の増で、町民税全体では１億3,411万円（7.2％）の増となっております。固定資産税は新築家屋の増等により7,204万1,000円（3.5％）の増、軽自動車税は新税率への移行等により555万円（3.7％）の増、町たばこ税は消費本数の減等により1,331万3,000円（5.3％）の減となっています。

　その他の自主財源については、寄附金がふるさと寄附金の件数増により２億6,146万3,000円（92.1％）の増、繰入金がふるさと応援基金繰入金等の増により２億4,735万5,000円（111.6％）の増、諸収入が庁舎設備等機能強化事業に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の皆増等により２億390万5,000円（35.2％）の増となっています。

　次に依存財源では、地方消費税交付金が事業者が納める地方消費税の増に伴い7,577万8,000円（8.8％）の増、国庫支出金は子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び事務費補助金の皆減等により11億7,624万3,000円（21.9％）の減となっています。地方債は臨時財政対策債の減等により３億6,250万円（48.2％）の減となっています。

　続いて、歳出の決算概要について説明いたします。

　歳出の各経費別（性質別）の決算は、義務的経費で対前年度比４億5,398万4,000円（4.7％）の減となっています。項目別では、人件費が職員や会計年度任用職員の増等により１億1,458万8,000円（5.2％）の増、扶助費が非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の増はあるものの、子育て世帯への臨時特別給付金の皆減等により５億2,932万4,000円（8.2％）の減となっています。

　次に投資的経費は、普通建設事業において北丘小学校体育館等整備事業の皆増、町道10号線道路改良事業の増はあるものの、庁舎設備等機能強化事業の減等により5,311万3,000円（7.5％）の減となっています。

　また、その他の経費については、物件費が新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減はあるものの、ふるさと寄附金の増に伴うふるさと納税業務委託料の増等により7,725万5,000円（3.5％）の増、維持補修費が公共施設等の修繕料の増及び河川の緊急浚渫推進工事の皆増等により１億1,672万3,000円（1,053.2％）の増となっています。また、積立金はふるさと寄附金の増に伴うふるさと応援基金積立金の増はあるものの、減債基金積立金の減等により6,334万3,000円（5.0％）の減となっています。繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金の増等により１億1,811万2,000円（8.5％）の増となっており、その他の経費全体で２億5,348万2,000円（3.5％）の増となっています。

　令和４年度は、第三次財政健全化計画の最終年度でしたが、必要な行政サービスを低下させることなく各種事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている町民及び事業者への給付金等による支援、地域経済の低迷からの回復と原油価格や物価高騰の影響を受けた事業所や町民を支援するためのはえるん商品券配布など、さまざまな事業に取り組みました。

　令和５年度も物価高騰対策関連事業、子育て支援や教育、福祉の充実、地域産業の活性化を図るとともに、新たに生じる財政需要と社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、将来にわたって健全で持続可能な財政運営に努めていくことを記し、令和４年度の決算概要といたします。

　次ページ以降に別紙で一般会計歳入決算状況、町税決算状況、一般会計歳出決算状況（性質別）の表もつけてありますので、お目通しをお願いいたします。決算調書資料については、後ほど各部ごとに説明しますのでよろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に代表監査委員より、令和４年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和４年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書について、概要の説明を求めます。代表監査委員。

**○代表監査委員　翁長朝常君**　皆さんおはようございます。代表監査委員の翁長と申します。よろしくお願いいたします。お手元にある令和４年度南風原町歳入歳出決算審査意見書のほうをお開き下さい。

　まず１ページのほうなんですけれども、南風原町一般会計・特別会計決算審査意見書審査について。１．審査の対象　（１）令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算　（２）令和４年度南風原町特別会計歳入歳出決算　国民健康保険・土地区画整理事業・後期高齢者医療、（３）令和４年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書　２．審査の期間　令和５年７月６日から８月24日まで審査を行った。　３．審査の方法　この決算の審査に当たっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、既に実施した監査等の結果も参考にして、南風原町監査基準に準拠し、次の諸点に主眼を置いて実施しました。（１）決算書の計数は正確であるか。（２）収入済額は収入受入書、支出済額は証憑書類と符合しているか。（３）調定の時期は適正になされているか。（４）予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。（５）予算の執行はその目的に沿って適正になされているか。（６）会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。（７）財産管理は適正になされているか。（８）財政運営は健全かつ効率的になされているか。

　２ページのほうをよろしくお願いいたします。審査の結果　１．令和４年度一般会計及び特別会計決算、その他関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められた。２．各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正になされていると認められた。決算の概要　１．各会計の総括　令和４年度の各会計決算の総括は、次表のとおりである。歳入決算額232億1,252万5,000円、歳出決算額226億4,391万8,000円で、歳入歳出差引額５億6,860万7,000円となり、前年度を1,872万9,000円上回る額である。翌年度に繰り越すべき財源は２億7,508万4,000円で、実質収支額２億9,352万2,000円の黒字となっている。歳入決算額は、調定額に対し収入率98.1％で232億1,252万5,000円が収入済額となっている。また歳出決算額は、予算現額に対し執行率93.6％で226億4,391万8,000円が支出済額であり、翌年度への繰越額は10億1,790万3,000円、不用額は５億2,300万6,000円となっている。

　３ページから９ページについては一般会計・特別会計の内容となっておりますので、省略しますのでお目通しのほうをお願いいたします。

　続きまして、10ページのほうをお開きください。審査意見　令和４年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層、適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものである。

　１．予算の執行について　（１）調定について　出納整理期間中に一般会計において221件（対前年度22件増）、特別会計において18件（対前年度３件増）の調定行為がなされている。大部分が国、県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意志決定行為である。今後とも調定の手続に当たっては規則の定めに則って、時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

　（２）収入未済額について　収入未済額は、一般会計が３億6,557万5,000円で、前年度と比較して9,060万5,000円の増、特別会計が9,063万1,000円で、前年度と比較して1,829万2,000円の増となっている。なお、国、県からの交付金等以外の収入未済額は次表のとおりであります。お目通しをお願いいたします。関係部署で法的措置など、各種の努力がなされ高く評価する。一方、収入未済額は依然として多額である。物価高騰等の影響により徴収業務の環境は、厳しい状況にあると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済の事態把握に努め、督促や滞納処分等、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化されたい。

　（３）と（４）と（５）のほうは割愛しますので後でお目通しください。

　次の12ページの（６）のほうも割愛しますのでお目通しのほうお願いいたします。

　（７）の税収等の徴収強化について　（ア）町税の収納状況の徴収率について、最近５か年を比較してみると、平成30年度99.3％、令和元年度99.4％、令和２年度99.4％、令和３年度も99.5％推移しており、令和４年度は99.5で前年度と同じ徴収率となっている。町税の徴収率は、平成16年度91.2％が対前年度比で0.4ポイント減少した後、18年続けて減少はない。徴収体制の強化が顕著に表れている。この間の町税の推移を見ると、現年度分の徴収率が平成24年度以降、99％以上の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの絶え間なく徴収強化に努めている成果である。滞納者に対しては、十分なる実態調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて債権の管理及び滞納処分等、引き続き徴収強化に努められたい。次に国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近５か年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成30年度96.7％、令和元年度は95.9％、令和２年度96.8％、令和３年度は96.6％と推移しており、令和４年度は96.1％で前年度比0.5ポイント減となっている。また滞納繰越分を含めた令和４年度徴収率は、90.8％で前年度比0.3ポイント減となっている。県内の他市町村もかなり厳しい状況にあるが、なお一層、調査、研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践し、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。

　（イ）学校給食費現年度分の収納率は、平成20年度以降95％以上を維持しており、令和４年度は98.5％で前年度比0.3ポイント増となっている。また給食費の収入済額２億7,075万5,000円に対し、給食賄費は２億7,024万3,000円となっています。13ページのほうで学校給食費と給食賄費は、次表のとおりであります。お目通しをお願いいたします。学校給食費調定額は、年々増加する児童・生徒数等により増加傾向となっている。また、ガス・電気・食料品等の価格高騰等で給食賄費もさらに増加が予想される。令和４年度の滞納繰越分は、収入済額が332万4,000円で対前年度比356万3,000円の減となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食費の不納欠損処理を行っているが、収入未済額の累計は依然多額（令和４年度2,231万5,000円）であり、学校給食費負担の公平、公正を欠いているといえる。滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたい。

　続きまして、14ページのほうは割愛しますので、後でお目通しのほうをお願いいたします。

　15ページの財政運営についてのところをお開ください。（１）実質収支比率　本年度の実質収支比率は3.1％で前年度3.3％から前年度比較0.2ポイント低くなっている。今後も適度の収支額の確保に努めることが望まれる。

　（２）財政力指数　本年度の財政力指数は、0.628で前年度0.640より0.012ポイント低くなっている。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものである。

　（３）経常収支比率　本年度は、83.0％で前年度78.4％より4.6ポイント高くなっており、今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められる。

　（４）公債費負担比率　本年度の公債費負担率は12.5％となり、前年度13.1％より0.6ポイント低くなっている。このほか特別会計において、国民健康保険２万9,000円の公債費がある。

　続きまして、16ページのほうをお願いします。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は、５億7,173万1,000円となっております。内容は、次表のとおりであります。お目通しをお願いします。

　今後は、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには、必然的に地方債に依存することになる為、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれる。

　以上、基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、令和４年度の実質収支比率は、3.1％で前年度3.3％と比較して0.2ポイント減となっている。実質収支比率は高いほどよいわけでもないことから、今後とも適度の収支額の確保に努められたい。一般会計性質別経費の状況（別表８）をみると、義務的経費は減少しており、扶助費の前年度比△8.2％の伸び率が主な要因として挙げられる。投資的経費では、普通建設事業が5,311万3,000円の減となり、前年度比△7.5％の減となった。また地方債現在高の状況は、194億9,081万1,000円であり、そのうち一般会計等繰入見込額が141億6,411万8,000円で、基金残34億154万4,000円を差し引いた残高は、107億6,257万4,000円を超える状況となっている。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し、健全財政の保持に努められるよう望むものである。地方債は、次表のとおりである。

　厳しい財政事情のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところである。本町財政が厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向を特に注視し、財政基盤の強化に努めること。また事務事業の執行の際には、「選択と集中」や「スクラップ＆ビルド」等を図り、財源の確保に一層努め、健全な財政運営を推進し今後とも、最小の経費で最大の効果を挙げるという行財政運営の基本原則に則り、様々な取り組みを通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

　18ページのほうは後でお目通しください。

　19ページのむすびのほうのところをお願いします。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、２億9,352万2,000円（前年度は３億2,010万6,000円で2,658万4,000円の減）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。

　ただし、国民健康保険特別会計においては収支の均衡が得られず、令和元年度までの累積赤字は解消されたものの、単年度赤字の発生が予想される。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の一人当たりの医療費（一般、退職者）は年額37万250円（前年度37万2,882円）の減となっているが、依然として高い状況にある。この10年間の推移をみると、平成25年度は年額30万5,427円であり、10年間で６万4,823円増加している。この医療費に対する抑制策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれるが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、ＫＤＢ（国保データベース）を活用した南風原町保健事業実施計画（データヘルス計画）等の取り組みがある。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中・長期的に町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれたい。

　さて、令和４年度は、ハード面においては、土地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、町道10号線、道路改良事業、津嘉山公園整備事業があり、ソフト面においては、保育所運営事業、介護給付・訓練等給付事業、地域生活支援事業等がある。教育面では、小学校照明ＬＥＤ化事業、北丘小学校体育館整備事業など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されるところである。

　令和４年度一般会計決算において、自主財源では、財産収入が対前年度比458万6,000円増（伸び率△18.0％）となっているが、寄附金が対前年度比２億6,146万3,000円増（伸び率19.1％）、繰入金が対前年度比２億4,735万5,000円増（伸び率111.6％）、諸収入が対前年度比２億3,090万4,000円増（伸び率35.2％）となり、自主財源は対前年度比11億3,542万5,643円増（伸び率19.3％）、自主財源比率が対前年度比17.5ポイント増となっている。次に依存財源は、県支出額が前年度比２億866万6,000円増（伸び率10.2％）、地方交付税交付金が対前年度比7,577万8,000円増（伸び率8.8％）となっているが、町債が対前年度比３億6,250万円減（伸び率△48.2％）となり、依存財源は対前年度比12億7,315万3,000円減（伸び率△10.5％）、依存財源比率は対前年度比1.8ポイント減となっている。

　南風原町は、「福祉のまち」「子育てしやすいまち」として認知されている。一方、現実は厳しい財政運営となっていることから、財源の確保に努め町民への福祉サービスの向上を図るよう取り組まれたい。

　以上のように、厳しい財政状況が続く中、「南風原町まちづくり基本条例」の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと「南風原町第五次総合計画」の長期展望のまちづくり、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保及び新たな財源の創出に努め、限られた財源のなかで、引き続き、歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町政の更なる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものである。

　次に、令和４年度南風原町下水道事業会計決算審査意見のほうをお開きください。南風原町下水道事業会計決算審査意見　１．準拠基準　南風原町の監査基準２．審査の種類　地方公営企業法第30条第２項の規定による決算審査　３．審査の対象　令和４年度南風原町下水道事業会計決算　４．審査の着眼点　審査の着眼点は全国町村監査委員協議会が定めた第三版監査必携、標準町村監査基準準則第22条別項第８決算審査の着眼点２公営企業会計等に準じた。５．審査の実施方法　審査は、決算及び決算附属書類が、地方公営企業法その他の関係法令等に基づいて作成されているか、これらの書類が当年度下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、計数は正確であるかについて、会計諸帳簿及び証憑書類との照合を行い、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。併せて、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保の観点からも審査を実施した。６．審査の実施期間　令和５年６月22日から同年７月27日まで。審査の結果　決算の概要及び意見は、次のとおりである。

　次に業務の概要のほうをお目通しお願いします。次の２ページのほうで業務の実績のほうも、後でお目通しお願いします。

　３ページの予算の執行状況のほうもお目通しのほうをお願いします。

　４ページ、５ページのほうも後でご確認していただいて、11ページのほうをお開きください。

　11ページのまとめ、（１）総合意見ということで、町長から審査に付された決算、その他の関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であり事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

　次に12ページのほうをお願いいたします。12ページのむすびのほうです。本町の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が71.9％で、令和３年度末の全国平均80.6％に比較し低い水準となっている。昭和54年の事業開始から40年以上が経過し、今後下水道施設の老朽化が見込まれ、更新に向け財源が必要となる。また令和５年度より本部、喜屋武、照屋３地区の下水道整備が始まり、さらなる財源確保が課題となっている。営業収益である下水道使用料は、前年度に比べ206万7,000円、1.1％の増加となっているが、今後も厳しい状況が続くと懸念される。安定的な下水道事業運営を持続するためには、令和３年度に策定された下水道事業経営戦略による効率的な事業運営等に努められたい。

　（２）個別意見　業務の執行について次の点に留意されたい。損益計算書では当期純利益が5,718万4,000円となっているが、他会計からの補助金として１億5,623万6,000円繰入れられていることから、実質的には不足額が生じている。今後も下水道普及率と下水道接続率の向上、徴収業務委託先の南部水道企業団との事務連携を密にし、未納者の実態把握及び徴収強化に努められたい。以上ご報告いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいま代表監査委員の説明が終わりましたので質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は、監査委員から提出された意見書内にとどめるようお願いいたします。

　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではまず代表監査委員の質疑に入る前に、この監査の業務、本当にお疲れ様でした。またチェックだけではなくて審査意見においては非常に町民の皆さんにも分かりやすく、そしてまた具体的な指摘をいただいているものだというふうに思います。私たち議員もしっかりと今回決算の議会ですので、監査委員に倣ってしっかり努めていきたいというふうに思います。

　それでは質疑させていただきますが、まず14ページをお願いします。財産の管理についてというところで、（１）公有財産台帳の整備についてということで、指摘がなされています。私のほうの理解では、決算書の後ろのほうにも公有財産についての記載がありますけれども、この公有財産現在額調書というのが作成されていないということで指摘をいただいているわけですけれども、この指摘は以前に私も見かけたような記憶がありますが、一体いつからこのような指摘がなされているのか、ご存じでしたら教えていただきたいということと、あとこの指摘にあるこの台帳ですけれども、どういったものなのか、その必要性等も分かれば教えていただきたいと思います。

　次に18ページをお願いします。18ページの上段（１）事務処理等についてということで指摘をしていただいています。３行目のほうで複数職員による業務のチェック体制の強化、また指導体制の充実に努められたいという指摘をいただいています。この間、職員の皆さんが仕事を抱えてしまって、失念をしてしまったためにミスが起こったというようなことも過去にありました。そういったことを見ると、いただいているご意見は本当にそのものだなというふうに私は感じるわけですけれども、この指摘に至った背景というか、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。以上２点、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　代表監査委員。

**○代表監査委員　翁長朝常君**　照屋議員、ご質疑のほうありがとうございます。14ページの（１）公有財産の整備について、いつから指摘があったのか、どのようなものなのか、この必要性なんですけれども、いつからの指摘かというのはちょっと私のほうではいつからかというのは今お答えはできないんですが、どのようなものかということですけれども、イメージとしては会社経営されている方とかであれば、会社の決算書の中で固定資産台帳という形で土地とか建物とか、附属設備とか、機械とか、車両とか、備品とかそういうものがあって、それの細かい明細がついていて、これはいつ買って、購入金額が幾らで、減価償却というのを出されて、今どれぐらいの帳簿価格があるかという、この固定資産台帳というのがあって、これを見ることによって会社が持っている固定資産の中身が分かるということで、非常に重要な書類なんですね。これが公会計においてはなかなか整備されていないということで、特に公有財産ということで土地とか建物とかいろんな大きな財産がある。それの一体これがいつ買って、どういうもので、今どれぐらいの価値があるかみたいなものまでの財産の一覧表がないものですから、南風原町の公有財産がどれぐらいのものがあるのかという実態がつかめないということで、これ求められるようになってきているんですけれども、まだこれが整備されていないということで、やっぱり速やかに南風原町のほうでも共有しながら整備をしていただきたいものだというふうに思っております。

　次に18ページの事務処理等についてのご質疑なんですけれども、複数職員による業務チェック体制の強化ということなんですけれども、背景というよりもやはり１人の担当の人たちがやっぱり複数の業務を抱えながら、やっぱりチェック機能が働かない非常に可能性が高いということで、１人の担当者がやってしまうと凡ミスとかも分からず、そのまま行く可能性もありますし、それがチェック体制があると担当者がやったものを上長がチェックすることによって、そういうミスも防げますし、一番重要なものは牽制機能もありますので、一人でやっていると不正とかという話もあるかも、役場はそんなことはないんですけれども、やっぱり牽制機能とミスの防止とか、そういう側面からも重要になっていきますので、大変職員の皆さん、業務があって大変だと思うんですけれども、できるだけ担当者が行った業務は上司なりがチェックして、ダブルチェックを働かせることによって、ミスを防止することと、あとは不正の防止というんですかね、そういう側面もありますので、その辺の体制を強化していただきたいということです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　分かりやすい説明ありがとうございました。最初の14ページの台帳についての今の説明からの理解でいけば、この決算書の後ろのページに載せられている公有財産についても、この数字の根拠となる減価償却含む詳細の記載をされた台帳と、そういう理解でいいのかどうか、あと18ページについても現状のミスに対する指摘というよりは、その今後も含めた予防的なご意見だというふうに受け取ってよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　代表監査委員。

**○代表監査委員　翁長朝常君**　再度の質疑ありがとうございます。公有財産の台帳についても、やはり適切な台帳を整備して開示することによって、所管課での財産内容の確認と、あと一般の町民の確認というか実態把握につながりますので、その辺を速やかに整備してほしいということと、あとチェック体制については、やっぱりいろんな昨年度ですかね、振込のミスとかがあったりとか、行政でのそういうのも新聞とかテレビで報道されていましたので、その辺の予防的な意味も含めてチェック体制を確立して、予防的な側面が強い指摘の認識であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。翁長代表監査委員、本日はありがとうございました。

　休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　これから各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まず説明方法は、例年と同様決算調書資料を用いて説明をし、歳入については、節ごとに予算現額調定額が100万円以上の増減の差額がある節の差額説明、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてであります。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満であっても執行率が低い未執行など生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば決算書を用いて説明し、決算書の朗読説明は省略させていただきます。それでは各部長より所管に係る説明を求めます。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは総務部の説明に入る前に、説明する資料として主にこの令和４年度決算調書資料、そして令和４年度南風原町一般会計特別会計歳出決算書この２つを使って説明しますので、ご準備のほうをよろしくお願いいたします。それでは総務部各課に係る令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明いたします。

　総務課の決算状況から説明いたします。決算調書、総務課１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明します。20款５項７目１節．雑入２件、調定額15万2,596円、収入未済額15万2,596円で、１件は令和２年度の会計年度任用職員報酬の過払い分の給与返戻金７万8,770円、もう１件は旧社会福祉協議会建物貸付先から光熱費の歳入が５月末となり、金融機関経由に時間を要し、町への歳入が６月になったことによるものです。

　次に29ページ、歳入歳出決算における歳出の不用額調べをお願いいたします。歳出２款１項３目10節．需用費112万5,399円及び３款１項１目２節．給料112万8,305円は実績によるものです。

　未執行予算について、決算書37ページをお願いいたします。２款４項８目７節．報償費は、町長選挙が無投票になったことにより、立会人謝礼金が不要になったことによるものです。

　次に企画財政課の決算状況について説明いたします。決算調書企画財政課12ページ、歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の差額調べをお願いいたします。100万円以上の差額について２款２項１目１節．自動車重量譲与税から10款１項１目１節．地方交付税は、交付決定通知が予算の最終補正後になったことによるものです。15款２項１目11節．沖縄振興特別推進交付金は、年度末まで事業が行われたことによるもので、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。17款１項12目１節．ふるさと寄附金は、実績によるものです。また21款．町債は、実績及び繰越事業によるものです。

　13ページをお願いいたします。不用額調べについてです。２款１項６目24節．積立金の不用額1,529万7,507円は、ふるさと寄附金実績によるものです。なお、未執行予算はありません。

　次に住民環境課の決算状況について説明いたします。決算調書、住民環境課１ページ、前回監査の指摘事項に対する処理状況をお願いいたします。令和３年度の南風原エコセンター管理運営業務委託料の契約書と支払額の差額支払漏れについては、令和４年８月に支払いしました。その後は適正な会計処理、法令遵守、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。

　10ページをお願いいたします。予算現額と調定額の差額100万円以上の差額について説明いたします。14款２項６目13節．社会保障税番号制度導入補助金120万6,000円及び20款５項６目１節．塵芥処理収入193万8,998円は、実績によるものです。未執行予算はありません。

　次に税務課の決算状況について説明いたします。決算調書、税務課１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明いたします。町税は調定額合計45億7,346万8,098円、収入済額合計45億4,952万7,958円、収入未済額合計は508件、2,442万1,394円で、前年度と比較して件数６件、232万1,595円、10.5％の増となります。なお、町税の税収実績は、現年度分徴収率99.7％、滞納繰越分45.9％、町税全体の徴収率は99.5％となり、令和４年度の県内市町村税収実績も３年連続で沖縄県１位となりました。

　２ページの不納欠損調べをお願いいたします。不納欠損額は、26件、67万964円となります。前年度と比較して件数５件、15万9,597円、19.2ポイントの減となります。

　10ページ、歳入歳出決算における予算現額と調定額の調べをお願いいたします。100万円以上の差額については、町税の１款１項１目．個人と２目．法人の現年度課税分については、予算の最終補正で直近の調定額に補正しましたが、その後、さらに調定額が伸びたことによるものです。また、２項１目．固定資産税の滞納繰越分については、調定額に徴収見込み率を乗じて予算計上したことによる差額となります。歳出の100万円以上の不用額及び未執行予算についてはありません。以上が総務部に係る令和４年度一般会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それでは民生部各課に係る令和４年度歳入歳出決算状況についてご説明いたします。

　まず初めに、こども課に係る決算状況についてでございます。それでは決算調書、こども課１ページをお願いいたします。収入未済額について説明いたします。12款．保育料及び主食費・副食費は42件、364万1,090円となっております。13款．幼稚園保育料滞納繰越分は、３件、７万6,800円となっております。預かり保育料は13件、25万9,294円となっております。滞納の理由といたしましては、経済的理由が主であります。引き続き収納対策を強化し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

　次に70ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額をご説明いたします。保育料及び主食費の差額871万6,590円と保育所運営負担金の差額1,385万9,455円は、実績額が予算額を上回ったためであります。児童福祉費補助金の差額△445万1,173円は、実績報告が３月から４月のため、最終補正に間に合わないことなどによるものです。

　次に71ページをお願いいたします。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分事業費補助金の差額450万円は、実績額が予算額を上回ったためであります。生活支援臨時特別事業費補助金の差額△930万円は、実績額が予算額を下回ったためであります。

　続いて72ページをお願いいたします。保育所運営費負担金の差額1,101万8,336円は、実績が予算額を上回ったため。児童福祉補助金の差額△2,505万8,000円は、実績報告が３月から４月のため、最終補正に間に合わないことによるものです。

　73ページをお願いいたします。子ども医療費補助金繰越明許分の子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金及び、非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費補助金は、実績額が予算額を下回ったためであります。

　次に74ページから78ページまでの歳入歳出決算における歳出の不用額調べについては、それぞれ個別の事業において実績報告が４月のため、最終補正に間に合わず、実績の差額が生じたことが主な要因でございます。

　次に、未執行予算についてご説明いたします。決算書の42ページをお願いいたします。３款１項10目４節．共済費35万8,653円につきましては、会計年度任用職員を採用しなかったことによるものでございます。

　次に国保年金課に係る決算状況についてご説明いたします。それでは決算調書をお願いいたします。決算調書、国保年金課１ページをお願いいたします。収入未済額調べは１件ございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、未済額１億446万7,462円は、令和５年度へ繰越しをしております。

　次に15ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額については３件ございます。未熟児療養医療費国庫負担金は、実績確定が最終補正に間に合わないことによるものです。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び接種対策確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチンの接種が不確定な部分があり、予算の見込みが把握できないことにより、令和５年度へ繰越ししております。

　それでは16ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べについては、それぞれの請求や実績の確定が最終補正に間に合わないことや、新型コロナウイルスワクチン接種関係では、繰越しで事業を継続することから、最終補正時点での見通しが困難であったため、補正を控えたことによるものが主な要因であります。

　次に、未執行予算については１件ございます。決算書の48ページをお願いいたします。４款１項６目７節．報償費２万5,000円については、新型コロナウイルス感染症の影響で、健康づくり推進協議会への開催を見合わせたことによるものでございます。

　次に、保健福祉課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書をお願いいたします。決算調書１ページをお願いいたします。収入未済額調べについてご説明いたします。20款５項２目．軽度生活援助利用収入過年度分が２件、240円、食の自立支援サービス事業収入過年度分が１件、５万5,400円、７目の雑入軽度生活援助利用収入が29件、3,480円でございます。引き続き納付誓約の遵守等で滞納額の縮減に努めてまいります。

　次に14ページをお願いします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額については、20款５項７目１節．雑入の包括的支援事業受託金1,386万5,549円、介護予防受託金364万9,240円、介護予防支援金△155万3,020円の差額につきましては、事業の実績報告が３月末となったため、最終補正に間に合わないことによるものであります。

　次に15ページをお願いします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べについては３件ございます。それぞれの事業や、３月末までの実績に伴い支出があるため、補正を控えたことによるものでございます。保健福祉課においては未執行予算はございませんでした。以上で民生部に係る令和４年度決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは続きまして、経済建設部各課に係る令和４年度一般会計歳入歳出決算調書について説明いたします。

　まず初めに、まちづくり振興課について説明いたします。歳入で収入未済額についてはありません。予算現額と調定額の増減額100万円以上の差は、黄色い冊子の決算書11ページをお願いします。緑色の調書、まちづくり振興課８ページをお願いします。11款１項１目１節．交通安全対策特別交付金127万1,000円、理由といたしまして、交付決定通知が３月中旬で最終補正に間に合わなかったためによるものです。続きまして、歳出についてです。100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

　次に都市整備課関係について説明いたします。収入未済額については、繰越明許以外にはなく、予算現額と調定額の増減額100万円以上の差はございません。歳出で100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

　次に産業振興課について説明いたします。歳入で収入未済額、予算現額と調定額100万円以上の差についてはございません。歳出の100万円以上の不用額については、決算書51ページをお願いします。決算調書、産業振興課12ページをお願いいたします。農林水産業費６款１項３目18節．負担金、補助及び交付金201万1,030円は、実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。

　続きまして、決算書53ページをお願いします。商工費７款１項１目18節．負担金、補助及び交付金1,601万8,208円は、コロナ関連事業で実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。

　続きまして、54ページをお願いします。７款１項２目12節．委託料435万6,520円についても実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算はございません。以上が経済建設部に係る決算の概要です。よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは教育部各課に係る令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について決算調書等により説明いたします。

　教育総務課の決算状況から説明いたします。決算調書、教育総務課１ページをお願いいたします。前回監査の指摘事項に対する処理状況についてです。指摘事項で令和３年度より学校給食費の不納欠損処理を行っているが、収入未済額の累計は依然多額である。収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査検討し、滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたいと指摘がありました。処理状況としまして、令和４年度は滞納者への文書催告及び電話催促を強化し、分割納付の促進及び児童手当窓口給付での納付促進により、前年度と比較し、現年度分収納率と過年度分は各上昇しました。今後の学校給食費の徴収につきましては、滞納者との面談機会を増やし、滞納者個々の生活状況を把握した上で減免措置や徴収可能な滞納者を分類分けすることにより、滞納整備の強化を図ることが可能であると考え、また本格的な債権回収について法的手段を含めた対応を取るため研究してまいります。

　次に決算調書２ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明します。20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分が130件、406万6,988円の収入未済額となっています。また２節．滞納繰越分は583件、1,824万8,448円の収入未済額となりました。

　次に３ページをお願いします。不納欠損処分調べについて説明します。不納欠損額の合計は210件、808万3,544円となります。令和３年度より学校給食費徴収条例の制定により、学校給食負担者の行方不明、消滅時効の完成等の理由により不納欠損処分を行いました。

　次に26ページをお願いいたします。歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の100万円以上の差額調べについて説明いたします。20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分115万1,602円の差額は、不登校及びインフルエンザ等に伴う欠席により、園児、児童生徒の給食費を減額したことによるものです。２節．滞納繰越分△2,067万7,637円の差額は、予算計上時において収納率から令和３年度滞納繰越分を60％、令和２年度以前滞納繰越分を10％で見込んだことによるものです。

　次に27ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額は、10款６項３目．学校給食賄い費、10節．需用費1,085万7,985円の不用額は、不登校及びインフルエンザ等に伴う欠席による学校給食費の減額によるものです。

　次に未執行予算について説明いたします。黄色い予算書59ページをお願いいたします。10款１項１目．教育委員会費、９節．交際費は、沖縄県や島尻郡の総会や研修がコロナウイルス感染症の緊急事態等により、オンライン開催や書面決議等に変更となったことによるものです。

　次に学校教育課の決算状況について説明いたします。決算調書、学校教育課21ページをお願いいたします。歳入の各目ごとの節において予算現額と調定額の100万円以上の差額調べについて説明いたします。15款２項６目．教育費県補助金、１節．小学校補助金△103万9,000円の差額は、スクールサポートスタッフ配置事業補助金において、予算編成時に補助率を30％と見込んでいましたが、約43％で交付決定したことによるものです。

　次に22ページをお願いいたします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額は６件あります。10款１項．教育総務費、２目．事務局費、１節．報酬104万6,341円は、医療的ケア看護職員で給与期間中に対象児童に係る業務がなかったことにより、欠勤や学習支援員、学校英語指導助手の年度途中での退職等によるものです。次に２款．小学校費、１目．学校管理費、１節．報酬143万2,387円は、特別支援教育支援員配置事業において、会計年度任用職員の年度途中での退職や、年度途中からの採用によるものです。次に１目．学校管理費、10節．需用費178万8,293円は、各小学校の不用額の合計であり、主な項目は消耗品費、光熱水費、医薬材料費となっています。次に１目．学校管理費、11節．役務費102万9,545円は、各小学校の雇用額の合計で、主な項目は通信運搬費手数料となっています。次に３項．中学校費、１目．学校管理費、10節．需用費147万1,019円は、各中学校の不用額の合計となっており、主な項目は消耗品費、光熱水費、医薬材料費となっています。次に４項．幼稚園費、１目．幼稚園費、12節．委託料144万1,931円は、幼稚園ネットワーク環境整備委託業務料、健康診断委託業務料、教育総務課の入札残及び執行残の合計となっています。

　次に、未執行予算について説明します。決算書61ページをお願いします。10款２項．小学校費、２目．教育振興費、15節．原材料費は、花壇に入れる土の購入を予定していましたが、他の花壇から分け入れたため不要となったことによるものです。

　次に、生涯学習文化課の決算状況について説明いたします。収入未済額、歳入歳出決算における歳入予算現額と調定額の100万円以上の差額、歳出の100万円以上の不用額はありませんでした。未執行予算もありませんでした。なお、教育部各課に該当する歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と、100万円以上の不用額があるものや、未執行予算については性質上やむを得ない理由のあるものを除き、予算執行状況の確認を行っていれば最終補正で対応できたものがありました。それについて事務改善に努めてまいります。以上で令和４年度教育部にかかる決算の概要といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議会事務局長。

**○議会事務局長　新垣圭一君**　それでは議会事務局及び監査委員事務局における決算についてご説明いたします。

　決算書の28ページに議会費、同じく38から39ページに監査委員費が記載されております。決算調書においては、始めのほうにつづられております。では、令和４年度の議会事務局及び監査委員事務局の歳入の節における予算現額と調定額の差が100万円以上、また歳出における100万円以上の不用額は、いずれも該当する項目はございませんでした。少額ではございますが、２件のみ執行がありますので、説明いたします。決算書28ページをお願いいたします。決算書28ページ１款１項１目26節．公課費の未執行ですが、こちら県外出張に伴い、当初事務局のほうから宿泊税がかかるとの連絡を受けて流用手続を取りましたが、実際支払いのときには徴収がなかったものになります。

　次に決算書39ページをお願いします。２款６項１目13節．使用料ですが、こちら例年中部地区で研修を行っていまして、こちら高速使用料になりますが、会場の変更に伴ってこちらの支出がなかったものによるものです。以上が議会事務局及び監査委員事務局の決算概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第１号の説明を終わります。

**日程第３．認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和４年度における南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。内容については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それでは認定第２号の４ページをご覧ください。令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。国民健康保険の加入状況は、世帯数5,128世帯（前年度比0.5％の減）、被保険者数は8,835人、（0.9％減）で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数で31.1％、被保険者数は21.8％となっております。

　令和４年度の国民健保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、国保特別会計の赤字解消のため一般会計から１億9,125万9,000円を繰り入れたこと等により歳入総額が43億15万8,051円で前年度比937万9,651円（0.2％）の減、歳出総額が42億6,855万5,780円で前年度比378万1,977円（0.1％）の増、歳入歳出差引額3,160万2,271円の余剰金が生じ、令和５年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、国民健康保険税が７億1,896万9,166円で前年度比2,040万2,765円（2.9％）の増、県支出金が29億8,748万9,291円で前年度比１億1,839万1,323円（3.8％）の減、繰入金が５億3,832万9,734円で前年度比9,674万2,034円（21.9％）の増、諸収入が990万1,260円で前年度比1,046万4,027円（51.4％）の減となっております。

　歳出の主な内容は、保険給付費が28億948万6,915円で前年度比7,898万2,828円（2.7％）の減、国民健康保険事業費納付金が12億3,505万1,523円で前年度比5,380万2,536円（4.6％）の増、保健事業費が4,700万2,204円で前年度比136万2,235円（3.0％）の増、諸支出金が3,216万9,417円で前年度比1,140万5,679円（54.9％）の増となっています。

　以上が、令和４年度南風原町国民健康保険特別会計決算の概要です。

　５ページは令和４年度と令和３年度の決算状況の対前年度比でございます。６ページは年度ごとの国保税の収納状況、収入未済額調べ、７ページは年度ごとの医療給付状況でございます。各ページお目通しをお願いいたします。

　続けて、決算書と決算調書等の説明を行います。はじめに国民健康保険特別会計決算調書をお願いいたします。それでは１ページをお願いいたします。前回監査の指摘事項に対する処理状況について２項目ありました。１つ目に保険給付費の抑制については、健康づくり班の保健指導を中心に、特定健診、住民健診、がん検診等の受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図り、町民へ健康増進対策に引き続き努めてまいります。２つ目に前期高齢者財政調整制度に起因する赤字等については、引き続き県全体で国へ財政支援要請を続けるように、県へ働きかけ続けてまいります。

　次に２ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明いたします。国民健康保険税における収入未済額は627件、7,101万9,636円となっております。収入未済となる滞納の主な理由としましては、生活困窮によるものでございます。諸収入における未済額は、一般被保険者第三者納付金が３件、未済額が205万877円、一般被保険者返納金が27件、未済額が117万8,108円、雑入で診療報酬返還等請求分が２件、未済額が162万9,279円となっております。

　次に３ページをお願いいたします。不納欠損処分調べについてであります。地方税法第15条の７第４項や同法第18条による１款．国民健康保険税滞納繰越分の６件の合計が56件、206万5,601円の不納欠損処分を行いました。その理由としましては、生活困窮が32件、生活保護受給が14件、所在不明が10件であります。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がない等の判断がされ不納欠損処分といたしました。

　次に地方自治法第236条第１項による12款．一般被保険者返納金等滞納繰越分５件の合計が46件、60万6,200円の不納欠損処分を行いました。その理由としましては、生活困窮等が挙げられます。これらにつきましても徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がないなどの判断がされ不納欠損処分といたしました。

　次に11、12ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の100万円以上の差額につきましては、１款．国民健康保険税の６件につきましては、現年度分は12月末時点での調定額に対し、前年度の収納率により収納見込額で予算計上しているためであります。滞納繰越分は前々年度からの平均値収納率で計上しているため差額が生じております。続いて５款．県支出金につきましては、交付確定通知が３月末などの収受で最終補正に間に合わないため差額が生じております。

　次の12ページをお願いいたします。12款．諸収入については、一般被保険者返納金が実績の確定が最終補正に間に合わないため差額が生じております。また雑入につきましては、診療報酬返還金等請求事件に係る予算計上の失念をしたため生じた差額であります。誠に申し訳ございませんでした。

　次に13ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べにつきましては４件ございます。それぞれ請求額の決定が最終補正時点で見込めないことによるものでございます。

　次に未執行予算につきましては１件ございます。決算書の83ページをお願いいたします。１款２項２目13節．使用料及び賃借料の5,000円は、高速自動車道使用のため計上しておりましたが、使用しなかったことによるものでございます。

　以上で令和４年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第２号の説明を終わります。

**日程第４．認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和４年度における南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。内容については、担当が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　認定第３号の４ページをご覧ください。認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため、特別会計において処理することになっています。

　後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数が3,463人（令和４年度末時点）で前年度比196人（5.9％）増となっています。

　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が３億5,766万8,976円で前年度比2,770万3,247円（8.4％）の増、歳出総額が３億5,632万6,142円で前年度比2,707万2,267円（8.2％）の増となり、歳入歳出差引額134万2,834円の剰余金が生じ、令和５年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、保険料が２億8,176万9,189円で前年度比2,806万1,796円（11.1％）の増、繰越金が71万1,854円で前年度比123万4,837円（63.4％）の減となっています。

　歳出の主な内容は、総務費が1,072万203円で前年度比133万5,949円（11.1％）の減、後期高齢者医療広域連合納付金が３億4,538万2,917円で前年度比2,868万3,039円（9.1％）の増となっています。以上が、令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算概要でございます。

　５ページは令和４年度と令和３年度の決算状況の対前年度比でございます。お目通しをお願いいたします。

　それでは、続けて決算書と決算調書等の説明を行います。初めに後期高齢者医療特別会計決算調書をお願いいたします。１ページをお願いいたします。収入未済額については、現年度分普通徴収保険料で39件、234万6,869円、滞納繰越分で６件、13万6,747円、合計45件、248万3,616円となっております。

　次に２ページをお願いいたします。生活困窮等により９件、24万3,110円の不納欠損処分を行いました。

　次に５ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額については１件ございます。１款１項２目１節．現年度分普通徴収保険料160万8,932円でございます。１月末時点の調定額に対し、令和３年度の収納率による収納見込みで計上しているため差額が生じております。

　歳入歳出における歳出の不用額調べについてはございません。

　次に決算書の107ページをお願いいたします。未執行予算が１件ございます。４款１項１目22節．償還金利子及び割引料４万2,000円は、一時借入の必要がなかったためであります。

　以上で令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第３号の説明を終わります。

**日程第５．認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和４年度における南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは認定第４号の３ページ目をお願いします。令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が７億3,497万2,928円で前年度より2,881万3,322円（4.1％）の増、歳出総額が６億7,910万5,862円で前年度より１億1,344万51円（20.1％）の増となり、歳入歳出差引額は5,586万7,066円の黒字となります。

　歳入の主な内容は、前年度と比較して保留地処分金が3,984万6,759円で3,132万4,907円（△44.0％）の減、県支出金が１億5,964万9,000円で7,212万3,000円（82.4％）の増、繰入金が３億3,767万7,000円で１億2,468万4,000円（△25.3％）の減、繰越金が１億4,049万3,795円で１億271万7,813円（271.9％）の増、使用料及び手数料が７万5,300円で8,700円（13.1％）の増、財産収入が2,288円で6,581円（△74.2％）の減、諸収入が882万8,786円で277万9,297円（45.9％）の増、町債が1,840万円で720万円（64.3％）の増となっております。

　歳出の主な要因は、前年度と比較して総務費が1,274万8,259円で９万8,936円（0.8％）の増、土地区画整理事業費が４億5,399万7,321円で１億5,820万1,023円（53.5％）の増、基金積立金が3,200万2,293円で3,917万8,242円（△55.0％）の減、公債費が１億8,035万7,989円で568万1,666円（△3.1％）の減となっております。

　歳入増の主な理由は、保留地処分金、繰入金、財産収入の減はあるものの、補助事業費に伴う県支出金、繰越金が増えたことによるものです。歳出増の主な理由は、基金積立金、公債費の減はあるものの、総務費、土地区画整理事業費が増えたものによるものです。

　次の４ページに別紙12で歳入歳出決算状況の前年度との比較比を添付してありますので、お目通しをお願いします。

　続きまして、決算書及び決算調書について説明いたします。歳入について収入未済額にはございません。予算現額と調定額の増減100万円以上についてもございません。

　歳出について未執行予算はございません。歳出で100万円以上の不用額についてもございません。

　以上が令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第４号の説明を終わります。

　休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午前11時59分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第６．議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　地方公営企業法第32条第２項の規定により、令和４年度南風原町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定により、令和４年度南風原町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

　初めに、決算の認定について説明いたします。決算書５ページの損益計算書と23、24ページの収益費用明細書で説明いたします。

　初めに、23ページをお開きください。歳入について、下水道事業収益の営業収益２億2,823万6,454円、営業外収益３億5,292万6,083円、歳入合計５億8,116万2,537円となります。続きまして、24ページをお開きください。歳出について、下水道費用の営業費用４億8,349万1,171円、営業外費用4,048万5,464円、特別損失1,360円、歳出合計５億2,397万7,995円となりまして、差引後5,718万4,542円が５ページの損益計算書の下から４行目の当年度純利益となります。８ページに貸借対照表を表示してありますので、お目通しをお願いします。

　再度、24ページをお開きください。未執行予算についてはありません。

　続きまして、事業概要は決算附属書類の12ページから16ページに記載されておりますので、お目通しをお願いします。

　17ページをお願いします。中ほどのイ．営業収益収納状況で、下水道使用料の収入率83.46％、未収額3,511万8,871円となっておりますが、下水道事業会計には出納整理期間がないことによるものです。令和５年５月31日現在の収納率は99.7％、未収額が60万6,484円となっております。

　19ページ以降に100万円以上の重要契約や企業債等を記載しておりますので、お目通しをお願いします。

　続きまして、剰余金の処分の議案について説明いたします。先ほど説明しました５ページの純利益の処分についてです。７ページをお願いします。未処分利益剰余金１億815万2,053円のうち5,096万7,511円は減債積立金を取り崩し、資本金へ組入れを計上したものです。当年度純利益は5,718万4,542円で、議会の議決をいただきまして減債積立金へ積み立てるものです。以上が令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての概要といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで議案第55号の説明を終わります。

**日程第７．報告第７号　令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．報告第７号　令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者からの説明を求めます。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　報告第７号　令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第１項の規定により、令和４年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告いたします。それでは２ページをお願いいたします。１の令和４年度決算に基づく健全化判断比率について報告いたします。

　①の実質赤字比率は一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する比率を言います。一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率はなしとなります。②の連結実質赤字比率は、一般会計と全ての特別会計の実質収支合計額の標準財政規模に対する比率を言います。全会計合算した連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率はなしとなります。③の実質公債費比率は、公債費の標準財政規模に対する比率を言います。単年度数値の３年平均で9.6％となり、基準数値以内となります。④の将来負担比率は、将来負担すべき町債残高や一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道事業会計の企業債残高などの合計額の標準財政規模に対する比率を言います。令和４年度は30.6％となっており、基準数値以内となります。

　２の令和４年度決算に基づく公営企業における資金不足比率について報告いたします。令和４年度の下水道事業会計に資金不足額はなく、資金不足比率はなしとなります。

　以上、令和４年決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第７号　令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

**日程第８．報告第８号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．報告第８号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第８号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告をいたします。

　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告をいたします。

　沖縄県町村土地開発公社の令和４年度事業報告及び決算報告書をお手元に配付しております。これはさきの沖縄県土地開発公社の理事会で承認された決算書となっております。なお、南風原支社につきましては、令和４年度の事業実施がなかったことから、事業実績の記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第８号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後０時11分）